

一般社団法人晴れの郷 まにわ居宅介護支援事業所

介護報酬の内容説明書

当該居宅介護支援事業所の居宅介護支援費等の介護報酬は下記のとおりです。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、利用者の自己負担はありません。

ただし、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払いください。

当該居宅介護支援事業所は、特別地域加算の算定地域です。

要支援1, 2	要介護1, 2	要介護3, 4, 5
4, 720円	12, 490円	16, 230円

～加算料金～

初回加算 3, 000円

適切かつ質の高いケアマネジメントを実施するため、特に手間を要する初回(新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合)

入院時情報連携加算

(I) 介護支援専門員が入院した日のうちに当該病院又は診療所の職員に対して、利用者に係る必要な情報を提供した場合 2, 500円

(II) 介護支援専門員が入院した日の翌日又は翌々日に当該病院又は診療所の職員に対して、利用者に係る必要な情報を提供した場合 2, 000円

1月に1回を限度として算定できる。

退院・退所加算

入院期間又は入所期間に、退院又は退所にあたって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成した場合。1回の入院期間中に3回まで算定することができる。

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携1回	4, 500円	6, 000円
連携2回	6, 000円	7, 500円
連携3回	×	9, 000円

緊急時等居宅カンファレンス加算 2,000円

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。1月に2回を限度として算定できる。

ターミナルケアマネジメント加算 4,000円

- ・24時間連絡が取れる体制を確保し、かつ必要に応じて指定居宅介護支援を行う事が出来る体制を整備すること。
- ・利用者又はその家族の同意を得たうえで、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治医等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性の把握、利用者への支援を実施すること。
- ・訪問により把握した利用者の心身の状態等の情報を記録し、主治医及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供すること。

通院時情報連携加算 500円

利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画(ケアプラン)に記録した場合。